

長南町笠森霊園墓所の使用をご希望される方へ



1 墓所使用許可の対象となる方

① お骨を有する世帯主の方（埋蔵・収蔵がお済の方を含みます。）

※既に長南町笠森霊園に墓所を有する方は申請できません。（一世帯一墓所）

2 墓地の種類・大きさ・永代使用料・管理料

墓地の種類	大きさ	永代使用料	年間の管理料
普通墓所	4平方メートル	154,000円	3,100円
	6平方メートル	244,000円	4,650円
	8平方メートル	340,000円	6,200円
	12平方メートル	564,000円	9,300円
芝生墓所	4平方メートル	237,000円	3,430円
	6平方メートル	380,000円	5,150円
特殊墓所	8平方メートル	420,000円	6,200円
	9平方メートル	450,000円	6,970円

（1）普通墓所・芝生墓所・特殊墓所

- ① 普通墓所は、上記以外にも16㎡、24㎡、30㎡の区画があります。
- ② 芝生墓所は、墓碑、香立て及び花立ての建立となり、それ以外の設置はできません。
また普通墓所のように境界がありません。
なお、埋蔵は付帯の納骨施設（カロート）を使用します。
- ③ 特殊墓所は、吉相墓としてご使用いただけます。



普通墓所



芝生墓所

(2) 永代使用料について

- ① 永代使用料は、町が指定する期日までに一括で納入していただきます。(カロートがある墓所についてはカロートの工事負担金が別途かかります。)

(3) 管理料について

- ① 管理料は園内の共有部分に係る清掃、植栽、通路の草刈りなどの維持管理や必要な施設の修繕等にあてるため、墓所使用者の方からのご負担をいただいております。
- ② 墓所使用許可日の属する月の翌月から月割り計算にて年間分の管理料を納めていただきます。
- ③ 翌年度からは年間分の管理料の納付通知書を送付いたしますので、8月末日までに納めていただきます。
- ④ 納付方法については、口座振替はゆうちょ銀行のみお手続きが可能です。納付通知書にて納めていただく場合は、金融機関の他、コンビニエンスストアにて納付できます。

(4) 墓所区画の管理について

- ① 墓所内の維持管理等は、墓所使用者様でお願いいたします。

3 墓所使用許可申請に必要な書類等

(1) 墓所使用許可申請書と一緒に提出していただきます。

- ① 申請される方（墓所使用者）の戸籍謄本（続柄及び本籍の記載があるもの）
- ② 埋火葬許可証の写し（表面と裏面）
- ③ 保証人届及び保証人の住民票（続柄及び本籍の記載があるもの）
- ④ 申請をされる方（墓所使用者）の印鑑
- ⑤ その他町長が必要と認めるもの

※令和3年度の募集期間は令和4年3月31日（木）までとなります。

問い合わせ先

297-0125

千葉県長生郡長南町笠森333 長南町笠森霊園管理事務所

開園時間：8時30分～17時まで（12月29日～1月3日までを除く）

[Tel: 0475-46-2115](tel:0475-46-2115) E-mail: reien@town.chonan.lg.jp